

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和7（2025）年度補正予算概要……………	1
2 令和8（2026）年度予算概要……………	2～4
3 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子 （観光部所管分）……………	5
4 函館市宿泊税基金条例の骨子……………	6
5 函館市駐車場条例の一部を改正する条例の骨子（観光部所管分）……	7

1 令和7（2025）年度補正予算概要

一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	
積立基金 運用収入	1,095	観光振興基金分増	1,095
ふるさと寄付金	1,000	観光プロモーション実施経費分	1,000
観光振興 基金繰入金	△5	インバウンド向けSNS等活用プロモーション事業費分減 函館山混雑状況配信システム関係経費分減	△4 △1

[歳出]

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
観光費	△20	湯の川地区活性化推進費減 湯の川温泉エリアプロモーション 事業費減	(その他) 観光振興基金繰入金 △20
			△20 △20

2 令和8（2026）年度予算概要

一般会計

[歳出]

商工費

(単位：千円)

科目	予算額	説明	特定財源
商工総務費	2,152	事務所要経費	2,152
観光費	573,848	観光動向調査・分析関係経費	11,384
		観光入込人流データ分析経費	5,575
		観光動向調査経費	5,809
		宿泊税周知・広報関係経費	3,200
		観光誘客推進経費	58,340
		海外観光プロモーション実施経費	44,404
		コンベンション誘致関係経費	10,261
		教育旅行誘致関係経費	3,675
			(国)
			新しい地方経済・
			生活環境創生交付金
			1,695
			(その他)
			森林整備等対策基金
			繰入金
			770
			観光振興基金繰入金
			7,257
		広域観光連携関係経費	18,001
		新函館北斗駅広域観光推進	
		協議会関係経費	193
		北海道新幹線札幌延伸に向けた	
		広域観光連携推進費	284
		冬季道南周遊観光促進事業費	4,716
		青函圏周遊観光促進事業費	10,413
		北前船日本遺産推進協議会関係経費	930
		その他諸経費	1,465
		映像コンテンツ等活用関係経費	24,477
		ロケーション誘致・支援推進費	774
		イベント誘致・支援関係経費	4,703
		函館港イルミネーション映画祭	
		開催補助金	2,000
		「函館×ゴールデンカムイ」	
		特別イベント開催負担金	17,000
		(債務負担行為分)	

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明	特定財源
		観光行事関係経費	164,507 (その他)
		箱館五稜郭祭開催負担金	1,500 観光振興基金繰入金
		函館港まつり開催負担金	34,380 19,500
		グルメワンダーパーク函館開催負担金	18,000 地域振興基金繰入金
		はこだてクリスマスファンタジー 開催負担金	28,960 200
		(仮称) はこだてウィンター イルミネーション開催負担金	61,640
		大沼・函館雪と氷の祭典開催負担金	240
		湯の川温泉花火大会開催補助金	2,500
		はこだてMOMI-Gフェスタ 開催経費	13,420
		その他諸経費	3,867
		観光情報発信経費	39,378 (地方債)
		観光ポータルサイト「はこぶら」 関係経費(債務負担行為分)	22,374 過疎地域持続的発展 特別事業債 21,600
		AI検索最適化推進事業費	3,000 (その他)
		SNSコンテンツ発信事業費	5,000 地域振興基金繰入金
		外国人観光客向けAIチャットボット 運営経費	413 8,600 広告収入 693
		観光宣伝印刷物等作成経費	8,239 その他の雑入 7
		その他諸経費	352
		観光客受入環境整備経費	61,550 (国)
		滞在型観光促進経費	6,265 観光推進事業費補助
		観光産業人材育成経費	5,265 金 4,789
		HAKODATE FREE Wi-Fi運営管理費	2,376 (その他) 地域振興基金繰入金
		スマートツーリズム推進事業費	11,230 2,300
		ユニバーサルツーリズム推進経費	3,953
		定期観光バス実証運行事業負担金	2,000
		観光案内所管理運営費	30,461
		函館山夜景魅力度向上事業費	1,264 (国) 新しい地方経済・ 生活環境創生交付金 632

(単位：千円)

科 目	予算額	説 明	特定財源
		観光拠点地区駐車場関係経費	63,941 (国)
		西部地区観光駐車場管理委託料	19,680
		(債務負担行為分 19,470、 その他)	新しい地方経済・ 生活環境創生交付金 13,593
		五稜郭観光駐車場管理委託料	4,610 (その他)
		(債務負担行為分)	駐車場使用料
		元町観光駐車場(広場式)自動管理 システム使用料(債務負担行為分)	1,571 49,100
		函館山麓観光駐車場自動管理 システム使用料(債務負担行為分)	1,980
		五稜郭観光駐車場自動管理 システム使用料(債務負担行為分)	2,112
		観光駐車場キャッシュレス決済 導入経費	27,186
		観光駐車場維持管理経費	6,802
		観光関係団体負担金	780
		北海道観光機構負担金	250
		函館圏優良土産品推奨 実行委員会負担金	30
		国際観光振興機構負担金	300
		箱館高田屋嘉兵衛顕彰会負担金	200
		函館国際観光コンベンション協会補助金	44,400
		観光施設維持管理費	34,403 (その他)
			駐車場使用料 22,467
			積立基金運用収入 1,532
			観光振興基金繰入金 10,000
			その他の雑入 404
		観光資源施設整備費	30,668
		旧イギリス領事館空調設備設置事業費	
		湯の川地区活性化推進費	8,075
		湯の川温泉エリアプロモーション 事業費	
		その他所要経費	9,480

3 函館市障害者福祉基金条例等の一部を改正する条例の骨子（観光部所管分）

(1) 条例改正の理由

函館市観光振興基金の額を減額するため

(2) 条例改正の内容

下記新旧対照表のとおり改める

函館市観光振興基金条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>3億7,996万7,000円</u> とする。	(基金の額) 第2条 基金の額は、 <u>3億4,209万1,000円</u> とする。
2 略	2 略
3 略	3 略

(3) 施行期日

公布の日

4 函館市宿泊税基金条例の骨子

(1) 制定の理由

宿泊税基金を設置するため

(2) 条例の内容

第1条 設置

観光資源の魅力の向上および発信, 旅行者の受入環境の整備その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため, 函館市宿泊税基金(以下「基金」という。)を設置する。

第2条 積立て

基金は, 函館市宿泊税条例(令和7年函館市条例第9号)に基づく宿泊税の収入額に相当する額の範囲内で予算の定めるところにより積み立てるものとする。

第3条 管理

基金に属する現金は, 金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第4条 繰替運用

市長は, 財政上必要があると認めるときは, 確実な繰戻しの方法, 期間および利率を定めて, 基金に属する現金を各会計の歳計現金または現金に繰り替えて運用することができる。

第5条 運用益金の処理

基金の運用から生ずる収益は, 函館市一般会計歳入歳出予算に計上して, 第1条の基金の設置の目的のための施策に要する費用に充て, または基金に繰り入れるものとする。

第6条 処分

市長は, 第1条の基金の設置の目的のため必要があると認めるときは, 基金の全部または一部を函館市一般会計歳入歳出予算に計上して処分することができる。

第7条 委任

この条例に定めるもののほか, 基金の管理に関し必要な事項は, 市長が定める。

(3) 施行期日

規則で定める日

5 函館市駐車場条例の一部を改正する条例の骨子（観光部所管分）

(1) 条例改正の理由

元町観光駐車場等の使用料を改定するため

(2) 条例改正の内容

下記新旧対照表のとおり改める

函館市駐車場条例 新旧対照表

現 行				改 正 案							
別表第1（第17条関係）				別表第1（第17条関係）							
自動車の種別	区分	料金		自動車の種別	区分	料金					
普通自動車 小型自動車 軽自動車	函館市元町観光駐車場（広場式）	1時間まで	200円	普通自動車 小型自動車 軽自動車	函館市元町観光駐車場（広場式）	1時間まで	300円				
		1時間を超えた後30分までごとに	100円			1時間を超えた後30分までごとに	150円				
	函館市元町観光駐車場（月ぎめ駐車場を除く。）	函館市函館山山麓観光駐車場	施設使用者		2時間まで	無料	函館市元町観光駐車場（月ぎめ駐車場を除く。）	函館市函館山山麓観光駐車場	施設使用者	2時間まで	(略)
					2時間を超えた後30分までごとに	100円				2時間を超えた後30分までごとに	(略)
函館市五稜郭観光駐車場	施設使用者以外の者	1時間まで	200円	函館市五稜郭観光駐車場	施設使用者以外の者	1時間まで	300円				
		1時間を超えた後30分までごとに	100円			1時間を超えた後30分までごとに	150円				
二輪自動車	函館市元町観光駐車場（月ぎめ駐車場を除く。）	1時間まで	200円	二輪自動車	函館市元町観光駐車場（月ぎめ駐車場を除く。）	1時間まで	300円				
		1時間を超えた後30分までごとに	100円			1時間を超えた後30分までごとに	150円				
備 考 1～7 (略)				備 考 1～7 (略)							

(3) 施行期日

令和8年6月1日

ただし、五稜郭観光駐車場は、管理機器の更新時期に合わせて、令和9年4月1日施行とする。